

午前 10時32分 開会

(山本補佐) 定刻となりました。本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は、司会進行を務めさせていただきます福岡県都市計画課課長補佐の山本と申します。よろしくお願いいたします。

開会前に事務局から御案内いたします。現在、県庁では、省エネルギーのための軽装、いわゆるクールビズを実施しております。委員の皆様におかれましても、御理解・御協力を頂きますようお願い申し上げます。

現在、19名の委員の皆様が御出席で、当審議会は定足数に達しておりますことを御報告いたします。

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。本日の資料、は全部で8点でございます。まず、本日の第225回福岡県都市計画審議会次第でございます。以下、次第に配付資料一覧として掲げてございますが、順に申し上げます。

1点目は、「福岡県都市計画基本方針の改定について（答申）」と書かれたA4判1枚のものでございます。

2点目は、「福岡県都市計画基本方針（答申案）」と書かれた分厚いA4判の冊子でございます。なお、お手元にお配りしております基本方針の答申案につきましては、事前を送付させていただいたものから一部誤植等の訂正がありましたことを申し添えます。

3点目は、「福岡県都市計画基本方針にかかる諮問時案以降の主な意見について」というA3判の横長の表でございます。

4点目は、前回、お配りしました福岡県都市計画基本方針の諮問書でございます。

続きまして、当審議会の参考資料としまして、当審議会の委員名簿、当審議会の条例、それに本日の配席図の3点でございます。配席図につきましては、受付でお配りしております。

以上、次第を含めまして全部で8点でございます。配付漏れはございませんでしょうか。

それでは、会議の議長につきましては、福岡県都市計画審議会条例第4条第2項の規定により、会長が行うことになっております。武居会長、よろしくお願いいたします。

(武居会長) おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、第225回福岡県都市計画審議会を開催したいと存じます。

本日は、前回2月27日の審議会において、知事から諮問を受けました福岡県都市計画基

本方針の改定についての答申案につきまして審議をしたいと思います。なお、発言される委員の方におかれましては、速記の都合もありますので、挙手をされてマイクが来た後、マイクを御利用の上、御自分の番号を述べてから発言くださいますようお願いをいたします。

本審議会は、平成13年8月開催の第171回から公開しております。傍聴者におかれましては、会場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、発言を慎むなど静穏に傍聴していただきますよう、御協力をお願いいたします。本日は、審議につきまして報道していただけるとのことで、報道機関の方がおいでになっております。撮影の時間を3分ほどとりたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、3分ほど撮影していただくということでよろしく願いいたします。

〔マスコミ撮影〕

(武居会長) それでは、これから先につきましては、カメラ撮影等を一切お断りしております。

これが守られない場合には即刻御退室いただきますので、御協力をお願いいたします。

では、審議に入ります。

当審議会の小委員会として設置しました福岡県都市計画審議会マスタープラン等検討専門委員会の坂井委員長に、本諮問時以降の検討経過及び取りまとめいただきました案につきまして御報告いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

坂井委員長、お願いします。

(坂井委員) 8番の坂井です。それでは、専門委員会の委員長として、本日まで2回の委員会で議論、検討いたしましたことにつきまして御報告させていただきます。

最初に、この基本方針は、法定計画であります県の都市計画区域のマスタープランを策定する上での基本的な考え方を示すものです。よって、今後の作業として予定されています都市計画区域のマスタープランの定期見直しは、この基本方針に則したものと見直しを行っていく予定であります。

本日の答申案につきましては、前回の審議会でお示しいたしました案に、主に昨年末から年始にかけて実施いたしましたパブリックコメント及び第2回専門委員会における意見を踏まえたものとして取りまとめをさせていただきました。

それでは、初めに、私の方から主な意見について御紹介をさせていただいた後、幹事の方から基本方針の内容について御説明させていただきたいと思います。

お手元のA3判の資料で、「福岡県都市計画基本方針にかかる諮問時案以降の主な意見について」をお開きいただけますでしょうか。こちらの表の構成ですけれども、左から分類がありまして、意見の概要、対応ページという構成になっております。左側の分類は、上の方から基本方針の各章立てに沿って整理させていただきました。

それでは、この中から、いくつか御意見を御紹介させていただきたいと思っております。

まず、分類の1-2ですが、都市計画の課題と目指すべき方向性に関して、一つ目の丸、まちづくりの方向性として健幸まちづくりとか、公共交通の維持や社会的費用の削減ができるかなど、これから変えていくことによるメリットを記載してはどうかという意見でございます。こちらは、専門委員会からの御意見で、基本方針の34ページ⑥、少子高齢社会への対応の項目の中で反映をいたしております。34ページの下の方、「また」以降のところでも反映しております。

それから、今度はA3の資料に戻りまして、3-2ですけれども、土地利用に関する方針にしまして、二つ目の丸がございます。土地利用の方針において、公共交通軸沿線へ都市機能等を適切に誘導、集約していくということが分かるような文章にしてはどうかという御意見でございます。こちらは、97ページの中ほど、公共交通軸沿線における適正で合理的な土地利用の促進の、「拠点における多様な都市機能の集積及び補完を促進させていくため」云々というところで表現をしておりますし、次の98ページの上の方ですが、市街化調整区域におけるきめ細かな都市計画制度の運用、さらにその次の非線引き用途白地地域における土地利用の整序化を目的とした都市計画制度の活用、さらには、下の公共交通軸沿線への都市機能の集約、このあたりで反映をさせていただいております。

それから、A3の表の三つ目、3-5ですけれども、都市づくりの仕組みに関する方針に関して、二つ目の丸ですが、『「多様な主体の協働による都市づくり」に賛同します。住民参加による具体的な都市計画の見直し等に当たっては、タイミングも重要であるため、地域の街づくりの実情に応じ、迅速・円滑でシームレスな、行政による支援・手続をお願いしたい』という意見がございます。これはパブリックコメントから頂いた御意見です。

また、他にも同様に、都市計画における機動的な対応への意見が多くございました。これらに関しましては135ページをお開けいただけますでしょうか。ここの集約型の都市づくりのマネジメントの中で、一番上の「目指すべき都市像を実現するためには」の部分に反映をさせていただいております。

主な意見の中からピックアップして御紹介させていただきましたけれども、どの意見も

大変参考になる御意見を頂いております。これらの意見を反映して専門委員会で取りまとめた基本方針の方針案につきまして、続いて幹事の方から御説明いただけるかと思っております。よろしく申し上げます。

(武居会長) それでは、都市計画課長申し上げます。

(赤星課長) それでは、福岡県都市計画基本方針の改定に係る本審議会の答申案について御説明をさせていただきます。

初めに、本日の答申としましては、前回2月の審議会で基本方針と運用方針について諮問させていただいたもののうち、基本方針の方に係るものでございます。

なお、誠に申し訳ありませんが、時間も限られておりますことから、全編の中、大部でございしますが、要点となる箇所をピックアップして、前面のスクリーンにて御説明をさせていただきます。

まず、基本方針の構成でございしますが、全部で4章構成となっております。1章では、都市計画の現状と課題を整理しまして、目指すべき方向性を示しております。2章では、都市計画の基本的考え方としまして、都市づくりの目標や基本理念、都市圏構造の考え方をお示ししております。3章では、都市づくりの方針としまして、集約型の都市づくり、土地利用、都市づくりの仕組みに関する方針などを示しております。4章では、基本方針の実現に向けた施策の展開について示しております。末尾には、参考資料と用語集を付けさせていただきます。

今、見ていただいております前面スクリーンの画面右下に、該当する本編のページを載せてございます。必要に応じまして、本編の方も御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

このスクリーンの画面、本編1ページに対応するところでございます。「はじめに」としまして、基本方針の改定の趣旨を記載しております。平成15年に策定して以降、コンパクトな都市づくりに取り組んできたところでございますが、策定から10年が経過し、人口減少社会への移行など、都市を取り巻く環境が大きく変化してきていることを踏まえ、これらの環境の変化に応じた集約型の都市づくりを効果的に進めることを目的として改定を行うこととしております。都市を取り巻く環境変化のうち、大きな要因について6点ほど上げております。また、この基本方針が担う役割としまして、4点を挙げさせていただきます。本県の都市づくりの基本的な考え方を示し、県や市町村のマスタープランなどのよりどころとなるものという位置付けを御説明しております。

次に、1章でございます。本編では13ページになります。このグラフは、人口の将来動向を示しているものでございます。国立社会保障・人口問題研究所によりますと、福岡県全体では、平成22年の507万人から平成52年には約2割が減少し、438万人まで減少するという予測となっております。

次に、同じく本編13ページですが、年齢構成別人口の推移についてでございます。急速な高齢化が進行している状況が見てとれます。高齢化率は、昭和55年の9.4%から平成22年の22.3%へ増加しております。平成42年ごろには約32%に達するものと予測されております。また、逆に15歳未満の年少人口はさらに減少していく予測となっております。

次に、本編の21ページでございます。こちらは、住民の移動を支える公共交通の変化を表しているグラフです。特に、地方部において、少子高齢化の進行に伴い、人口減少やモータリゼーションの進展等により公共交通利用者が減少してきております。公共交通の廃止や減便が進んでいる状況にあります。左のグラフでは、路線バスの廃止申出区間数の推移を示しております。年々廃止等路線の数が増えている状況が分かるかと思えます。右下のグラフでは、逆に交通に対する公共の負担額が年々増加している状況が見てとれるところでございます。

これらの現状を踏まえまして、本編の31～35ページのあたりで、都市計画の課題を整理してございます。①広域化する生活圏への対応としまして、市町村の区域を越えて生活圏が広域化している現状を捉えております。また、②人口減少や少子高齢化の進展に伴い、懸念される問題などを上げさせていただいております。他にも「都市化圧力への対応」、「交流・連携を支える都市基盤整備への対応」、「個性を生かした都市づくりへの対応」、「少子・高齢社会への対応」、「公共交通施策への対応」、「水資源確保・自然環境保全、エネルギー問題への対応」、「防災性の向上への対応」を課題として捉えております。

次に、先ほどの都市計画の課題を受けまして、本編の36ページから38ページになりますが、目指すべき方向性を大きく九つに分けて整理しております。①「広域的な都市の連携」として、基幹的な交通網及び情報網の整備や広域的で多様な交流・連携について、②「土地利用の適正な誘導」として、個々の都市特性に応じた集約型の都市づくりと、拠点や公共交通が便利な場所への都市機能の集約について、③「広域的な交通流動に対応した都市計画の適用」として、交通施設整備に伴う広域的な交通流動の変化に対応した土地利用の誘導について、さらに、「個性を生かした都市づくり」、「地域住民の意見を都市づくりに反映」、「多世代が暮らしやすい都市づくり」、「公共交通軸を生かした都市づくり」、

「都市・田園・自然の調和」、「安全・安心な都市づくりへの取り組み」について、それぞれ整理をしてございます。

これらの課題と方向性を踏まえまして、2章から本県の都市づくりの考え方、方針というのを書いてございます。

ここから2章に入っております。2章では、1章で整理しました課題と方向性を受けまして、これからの都市づくりの目標を示しております。暮らし、活力、環境の観点からの都市づくりを進め、県民が幸せで安心して暮らせる将来を展望できるよう、都市づくりの目標を「拠点と公共交通軸が紡ぎだす、豊かで暮らしやすい都市を目指して」としております。

次に、この目標の実現に向けまして、四つの基本理念を掲げております。本編の42ページから45ページになります。

一つ目は「広域・連携」、二つ目に「個性・再生」、三つ目に「安全・安心」、四つ目に「パートナーシップ」でございます。これまでの基本方針の基本理念に加えまして、三つ目の安全・安心という理念を追加して、合計四つとしております。この中では、災害被害の軽減、日常生活における安全が守られた安全・安心の都市づくりをしていくということを追加してございます。

次に、都市づくりの考え方について御説明いたします。本編の46ページでございます。先ほどの目標と基本理念を実現していくための都市づくりの考え方として、これまでのコンパクトな都市づくりから拠点への都市機能の集約、それと拠点間を結ぶ軸としての公共交通軸を新たに設定し、拠点と併せて公共交通軸沿線にも機能を集約させることによりまして、公共交通の維持・充実を図り、多様な交通手段の確保、都市機能の相互補完を図っていくということを記載してございます。

続きまして、3章でございます。2章の基本的な考え方を踏まえまして、集約型の都市づくりの方針として五つ整理してございます。本編の71ページから75ページにかけてでございます。

一つ目は、「便利で魅力ある拠点の形成」です。市街地整備や民間活力の活用により、都市機能や居住機能の集約を図り、便利で魅力ある拠点を形成してまいります。

二つ目は、「生活の質を高める公共交通軸の設定」でございます。多様な交通手段が確保された豊かで暮らしやすい都市の持続可能性を高めるための公共交通軸を設定いたします。

三つ目は、「拠点・公共交通軸沿線以外での低密度化への対応」です。拠点や公共交通軸沿線以外で低密度化する市街地におきまして、自然的環境への回帰や公園、市民農園、共同駐車場など、土地の多面的な活用を推進したり、高齢化や空き家の発生などの課題を抱えている団地などを維持していくために、居住環境などの再構築などによる対応を図ってまいります。

四つ目としまして、「広域的な枠組みによる都市づくり」です。都市圏ごとの都市計画区域マスタープランの決定など、広域的な枠組みによる都市づくりを推進してまいります。

五つ目としまして、「都市情報一元化による戦略的な施策展開」です。各地域で分野横断的な施策を展開できるよう、人口、医療、福祉、商業、交通などの地理空間情報を活用した都市構造の「見える化」を推進してまいります。

集約型の都市づくりのイメージとしまして、拠点と公共交通軸による都市づくりについて示しております。本編の78ページでございます。概要を御説明いたしますと、便利で魅力ある拠点の形成に加えて、生活の質を高めるための公共交通軸の設定を行い、拠点と軸による集約型の都市づくりを目指していくことを表しております。これからの人口減少社会においては、拠点や公共交通軸沿線以外での市街地の低密度化についても対応が求められるものと考えております。

ここでは、都市計画において公共交通軸を明示する効果としまして、行政的視点から3点挙げさせていただいております。本編の79ページから83ページのあたりでございます。公共交通軸によりまして集約型の都市構造を描きやすくなるとともに、公共交通軸沿線で行われる各種施策の根拠となり、また民間投資を誘導しやすくなるといったものでございます。

次に、居住集約の取り組みのイメージとしまして、公共交通軸沿線において居住地としての魅力を高めることによって、時間をかけながら集約して取り組んでいくというイメージを図に表してございます。現在、都市内の各所で流入と流出が不規則に発生しているものを、流入について軸沿線に誘導できる方向で施策を打っていかうという大きな考え方について書いたものでございます。

続きまして、本編の96ページから99ページにかけてでございます。集約型の都市づくりを進める上での土地利用の方針をタイプ別にお示ししております。

一つ目、「拠点における土地利用の方針」としまして、都市の核としての拠点に都市機能の集約を図っていくというものでございます。

二つ目は、「拠点以外の市街地における土地利用の方針」としまして、公共交通軸沿線以外の拡散を抑制し、軸沿線へ集約していくことを図っていくということでございます。

三つ目は、郊外の「田園地等における土地利用の方針」としまして、無秩序な市街化を抑制しつつ、自然環境の保全、既存住宅の活力増進をバランスよく図っていくということでございます。さらに、インターチェンジ周辺や港湾・空港周辺での計画的な産業用地の配置の方針についても記載をしております。

最後に4章といたしまして、第3章までの都市づくりの方針を実現していくための施策の展開についてまとめさせていただいております。本編139ページでございます。

一つ目は、都市計画施策として、都市計画基礎調査の拡充、都市構造の見える化の推進、都市構造に関する専門家会議設置などの施策展開を図っていくことにしております。また、街なか再生の取り組み、防災、環境、美しい都市づくりといった分野横断的な施策の展開もあわせて行っていくということで書かせていただいております。

最後に、今後の予定でございます。これは前のスクリーンを御覧いただければと思います。今回、本審議会から頂きます答申を踏まえ、県として取りまとめた後、議会に提案させていただこうと考えております。議会での御議論を踏まえた上で、広く県民への広報に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、概要としての基本方針の答申案についての御説明を終わります。ありがとうございました。

(武居会長) とにかく分厚い資料を要領よくコンパクトに説明していただきました。ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を踏まえた上で、結構な量がありますので、委員の方々の御意見がありましたらお伺いをしたいと思います。質問でも結構です。よろしく願いいたします。

どうぞ、1番、寺町委員。

(寺町委員) 1番の寺町です。今、御説明を伺って、ちょっと細かいことで確認させていただきたいことがあります。139ページに今後の施策展開の考え方が載っているんですが、都市計画施策の展開の上から4番目に、都市圏ごとの区域マスタープランの決定というのがあります。これは、後ろに非常に分かりやすい用語集をつけていただいたんですが、用語集の都市圏だと四つになっていますよね。一方で、都市圏ごとになると、区域マスタープランを四つに集約するのかなとちょっと思ったのですが、そんなことはないですよね。一



応、確認の質問です。

(武居会長) どうぞ、お答えください。

(赤星課長) ありがとうございます。139ページの都市圏ごとの区域マスタープランの決定については、139ページ以降に個票をつけておりますので、そちらで御説明させていただきます。147ページでございます。

広域的な都市計画区域マスタープランの運用とございまして、福岡県内を四つの都市圏に分けて区域マスタープランを4冊に集約しようということで調整を進めてございます。都市計画の区域マスタープランについては県がつくるものと、その下に市町村のマスタープランがあるわけですけれども、県の役割としては、広域的な調整を図るよという国の運用の変更がございまして、それに沿ったものとしております。

(寺町委員) 分かりました。ありがとうございます。

(武居会長) よろしいですか。確認ということで、ありがとうございます。

その他に何かございませんでしょうか。どうぞ。

(原田委員) 4番の原田です。非常に単純な質問で恐縮なんですけれども、高齢化、それから人口が非常に減少するという現状というのはよく理解させていただいたんですが、前回の平成15年はたしかコンパクトな都市づくりとおっしゃっていましたが。今回は現状を踏まえた基本的な考え方に変更ということなんですけれども、一言で言えばどう変わっているのか。例えば、これが議会で通って県民の皆さんに説明なりするときに、キャッチフレーズという言い方はあれですが、ここが一番変わったんですよというコンセプトを分かりやすく教えていただければと思います。

(武居会長) ありがとうございます。それでは都市計画課長、お願いします。

(赤星課長) ありがとうございます。41ページに目標がございまして。都市づくりの目標として、今回、拠点に加えまして公共交通軸というのを目標の中にも書かせていただいております。その詳細は46ページの図を見ていただければと思うんですけれども、ここに都市の実態の経緯を書いてございます。46ページの下の方の図の左上ですが、人口の増加局面におきましては、都市は拡大を続けてきています。これから人口減少社会になりまして都市の人口が減っていく中で、計画的に行わない場合には、穴あきのゴマ塩状の都市になってしまっていて、公共交通の維持もできなくなるということが書いてございます。その下の真ん中の絵がこれまで目指してきた都市構造でございまして。拠点に機能を集約することによって都市をコンパクトにするということでしたが、実態として公共交通の衰退に歯どめがかから

ない中で、今回、公共交通の沿線にも都市機能の集約を図っていくということで、より具体的、実際に人口減少に対応した施策を打っていくことが一つメインの位置付けとなっております。

このあたりをまとめたものが4ページでございます。4ページの左上に改定の背景とございますけれども、現行の基本方針は平成15年におおむね20年後の都市の姿を展望した上で策定しております。これを中間年の10年で見直しをした際に、変えるべきかという議論をまず行っております。その中で、都市を取り巻く環境の変化として、少子高齢化、人口減少社会への対応というのがより顕在化してきているということ、それから地震や豪雨など自然災害がございまして、防災都市づくりへの要請があるといったことから改定をしようという話が始まっております。そういったものを反映していることも今回の一つの大きな改定のポイントとなるかと思えます。ちょっとうまくまとまっているかどうか分かりませんが、このようなところでございます。

(武居会長) 今の説明でいかがでしょうか。何か質問はありますか。

(原田委員) ありがとうございます。結局、大きな考え方というのは、46ページにある公共交通機関を中心とした都市づくりがメインと考えていいんでしょうか。この図がたびたび計画の中に出てきますけれども、ここが新しいと考えていいんですか。

(武居会長) いかがでしょうか。

(赤星課長) ありがとうございます。都市計画の基本方針自体は、都市づくり全般について書かれているものですので、2章の後半、31ページからの都市計画の課題や36ページ以降の目指すべき方向性、土地利用の適正な誘導であったり地域住民の意見を反映したりと、全般について書かれているところでございます。その中で、今回、大きく考え方を見直したところが、原田委員がおっしゃいました46ページのところと御理解をいただければと思います。

(武居会長) 原田委員、ただいまの説明でいかがでしょうか。

(原田委員) 大分理解はできてきたのですが、多分県民の皆さんに今度はこうだよというのはなかなか分かりづらいのかなと。要するに、具体的にどうなるのというのがなかなか理解しにくい、これまでの単純な都市づくりとは違うのかなという気がいたします。

(武居会長) それは御意見ということでよろしいですか。何か回答はよろしいですか。

(原田委員) いや、最後のは感想です。やはりできるだけ県民の皆さんや直接関係する自治体の皆さんに分かってもらわないとだめだと思うので、その辺のところを今後とも工夫し

ていただきたいと思います。

(武居会長) ありがとうございます。見せていただいて、いろいろな図を描かれたり工夫はされていると思います。なるべく分かりやすい表も出ていますし、努力されていると思いますので、なお一層よろしく願いいたします。

その他に何か御意見、御質問はないでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) 先ほども説明があったと思いますけれども、これは基本方針ですので、これをまた具体化するための運用方針というのが決められるわけです。ですから、基本方針が決まれば、また具体的なところが生かされます。その段階でこちらに報告がありますので、そのときにまた御審議いただくという形で、細かなことはそこでお話をさせていただくことになろうかと思えます。

一応、基本方針ということで、今、御説明がありましたけれども、何か御意見や御異議はございませんか。御異議がないようでしたら、全会一致で御承認頂いたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、そのように決めます。ありがとうございます。

それでは、ここで幹事であります福岡県建築都市部宮崎技監の方から一言挨拶をしたいとの申出がありましたので、宮崎技監に挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(宮崎技監) 建築都市部技監の宮崎でございます。委員の皆様方には、本県都市計画行政の推進について日ごろから格別の御協力を頂きまして、厚く御礼を申し上げます。

本日は、福岡県都市計画基本方針の改定について答申を頂き、まことにありがとうございました。また、専門委員会の坂井委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましても、本日の答申案の取りまとめに際し、活発な御議論と御意見を賜り、誠にありがとうございました。

県といたしましても、本日の答申をしっかりと踏まえまして、今後、所定の手続を経て、できるだけ早い時期に改定をいたしたいと考えてございます。現在、専門委員会におかれましては、福岡県都市計画の運用方針、また、都市計画区域のマスタープランにつきましても熱心に御議論いただいていることにあわせて感謝を申し上げますとともに、今後とも貴重な御意見を賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、御挨拶

とさせていただきます。どうもありがとうございます。

(武居会長) ありがとうございました。

本日は長時間にわたり皆様に精力的な御審議をいただきまして、無事に審議を終えることができました。厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。坂井委員長をはじめ、専門委員会の委員の方々には、答申案を御検討いただきまして、本当にありがとうございました。今後、引き続きまして、運用方針、都市計画区域のマスタープランにつきましても御検討いただくことになっておりますので、どうかよろしく願いいたします。

本日の審議は以上ですが、ここで運営規則第8条の規定により、本審議会議事録の署名委員を指名させていただきます。議事録の署名は、3番の山田委員と7番の吉武委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、次回の審議会につきましては、後日、事務局から連絡をさせていただきますが、委員の皆様におかれましては、次回につきましても是非、御出席いただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、委員及び傍聴者の皆様、本日は長時間にわたる審議に御協力いただきましてありがとうございました。

それでは、これにて散会いたします。ありがとうございました。

午前 11時15分 閉会

以上のとおり、第225回福岡県都市計画審議会の内容に相違ないことを認めます。

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員